

保護者 様

京都府立京都八幡高等学校
校 長 池 辺 純 次

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応等について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、また、新型コロナウイルス感染拡大防止についても御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和3年1月13日に京都府を対象として、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されました。府立学校におけるこれまでの感染状況は、ほとんどが家庭内での感染であること等を考慮し、生徒の学びの保障や心身への影響の観点から、京都府教育委員会では緊急事態宣言期間中であっても、府立学校において一律の臨時休業は実施しないこととしており、本校においても、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続いたします。

つきましては、御家庭においても、感染拡大防止に向けて、下記のとおり御対応いただきますよう、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 生徒の皆さんへ

- (1) 三密の回避、正しい手洗い、マスクの着用を徹底し、公共交通機関内では会話を控えること。
- (2) 検温を含む登校前の健康観察を行うこと。発熱、咳等の風邪症状及び体調不良等がある場合は、決して無理をせず、自宅で休養すること。
- (3) 下校時は生徒同士での飲食や寄り道をせず、まっすぐ帰宅すること。
- (4) 不要不急の外出は避けること。
- (5) 食事は向かい合わずに静かにとり、食後はすぐにマスクを着用すること。
- (6) 感染者や濃厚接触者及び医療従事者等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷の対象にならぬよう、十分配慮・注意するとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとること。

2 保護者の皆様へ

- (1) 御家庭においても基本的な感染防止対策を行っていただくとともに、人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう御指導ください。
- (2) お子様の日常的な健康観察を行っていただき、登校時に風邪等の症状がある場合は、自宅で休養させてください。また、御家族に風邪等の症状がある場合には、登校を控えさせてください。この場合は、「出席停止」の取り扱いとします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合(※)は、土日祝日を含め、速やかに学校まで御連絡ください。

※PCR検査等結果が判明した場合、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合に、必ず御報告をいただきますようお願いいたします。

3 その他

- (1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）又は夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口〔きょうと新型コロナ医療相談センター：（京都府・京都市共通）電話 075-414-5487〕へ御相談いただき、指示に従ってください。
- (2) 今後の感染状況等により、予定が変更されることがありますので、学校からの連絡には十分に御留意ください。
- (3) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

連絡先 北キャンパス：075-981-3508 南キャンパス：075-982-5666

※ 留守番電話対応になる場合は、必ずメッセージの録音をお願いします